

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人 やまと医正会
みづま敬和苑・第三みづま敬和苑
ショートステイ

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 やまと医正会
(2) 法人所在地 福岡県柳川市大和町大字栄220番地の2
(3) 電話番号 0944-76-5555
(4) 代表者氏名 理事長 中村 勝昭
(5) 設立年月 平成7年12月
(6) 基本理念 一、入居者の皆様は多年にわたり社会の進展に寄与され、かつ豊富な知識と経験を有されている方として敬愛します。
二、入居者の皆様のニーズに応えられるよう最大限の努力をします。
三、入居者の皆様の個性を尊重した処遇を行います。
四、地域の結びつきを深めるために進んで地域行事に参加します。

2. 事業所の概要

- | | | |
|---------------|---|-------------------------------|
| (1) 事業所名称 | みづま敬和苑ショートステイ | 第三みづま敬和苑 ショートステイ |
| (2) 事業所の所在地 | 福岡県久留米市三潞町西牟田
6128-1 | 福岡県久留米市三潞町西牟田
6145-2 |
| (3) 事業所電話番号 | 0942-51-6666 | 0942-51-6663 |
| (4) 事業所の概要 | 指定短期入所生活介護事業所
(平成17年9月1日指定)
指定予防介護入所生活介護事業所
(平成18年4月1日指定) | 指定短期入所生活介護事業所
(令和2年3月1日指定) |
| (5) 事業所番号 | 福岡県 第4071602520号 | 福岡県 第4071606919号 |
| (6) 開設日 | 平成17年9月1日 | 令和2年3月1日 |
| (7) 事業所の目的 | 指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。 | |
| (8) 当事業所の運営方針 | テーマ ～みづま敬和苑は高齢者福祉サービスの拠点をめざします～
基本方針
・利用者が満足し、喜ぶ質の高いサービスの提供
・働きがいのある職場づくり
・安全対策の完全実施 | |
| (9) 管理者氏名 | 施設長 倉員 浩亮 | |

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間受付

(11) 利用定員

みづま敬和苑ショートステイ 36名 第三みづま敬和苑ショートステイ 6名

(12) 居室等の概要

利用される居室は個室となっております。

また、当事業所は以下の居室・設備をご用意しています。

居室・整備の種類	みづま敬和苑		第三みづま敬和苑	
	室数	備考	室数	備考
個室	36室	1F/10室 2F/20室 第二みづま(1F/6室)	6室	第三みづま(1F/6室)
合計	36室		6室	
食堂	8室	機能訓練室と兼用	1室	共同生活室と兼用
機能訓練室	8室	食堂と兼用 【主な設備機器】 温熱治療器 極超短波 治療器 マットプラットホーム	1室	2F 【主な設備機器】 平行棒 下肢マッサージ器等
浴室	8室	各ユニットに1室	1室	各ユニットに1室
特殊浴槽	5台	1F/2台 2F/3台	1台	大浴場内に設置
医務室	1室	1F	1室	1F

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありませんが、居住費はご負担いただきます。

☆居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

☆居室に関する特記事項

各ユニット2室のみトイレ付き、全室に洗面所付きです。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	みづま敬和苑		第三みづま敬和苑	
	常勤換算	指定基準	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名	1名	1名
2. 介護職員	21名以上	21名	2名以上	2名
3. 看護職員	3名以上	3名	1名以上	1名
4. 生活相談員	1名	1名	1名	1名
5. 介護支援専門員	1名	1名	1名	1名
6. 医師	1名(非常勤)	1名(兼務可)	1名(非常勤)	1名(兼務可)
7. 機能訓練指導員	1名	1名	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	み づ ま 敬 和 苑	第三みづま敬和苑
	勤 務 体 制	
1. 医師	毎週木・土 16:30～18:00	毎週木・土 16:30～18:30
2. 管理者	常勤 9:00～18:00	常勤 9:00～18:00
3. 看護職員	早番 8:00～17:00	早番 8:00～17:00
	日勤 9:00～18:00	日勤 9:00～18:00
	遅番 10:00～19:00	遅番 10:00～19:00
4. 介護職員	早番 7:15～16:15	早番 7:15～16:15
	日勤 8:30～17:30	日勤 8:30～17:30
	遅番 9:45～18:45	遅番 9:45～18:45
	夜勤 17:00～(翌)10:00	夜勤 17:00～(翌)10:00
5. 生活相談員	常勤 9:00～18:00	常勤 9:00～18:00
6. 機能訓練指導員	常勤 8:00～17:00	常勤 8:00～17:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保健の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費と食費を除く利用料金の大部分（7割～9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事並びに栄養状態の管理

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・栄養並びに利用者の身体状況を考慮し、個別の計画により栄養管理を実施します。

[栄養ケアマネジメント]

- ・医師の食事箋に基づいた療養食を提供します。（肝臓病食、心臓病食等）

[食事時間]

朝食：8:00 昼食：12:00 夕食 17:30

- ② 入浴
 - ・入浴または清拭を週3回行います。
 - ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員、医師、看護職員との連携により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
 - ・毎食後ごとに、口腔ケアを行い清潔保持と感染防止に努めます。
- ⑥ 緊急時における対応及び体制
 - ・緊急時の対応や利用者の健康管理等を行う為に、看護職員による24時間連絡体制を整備しています。
- ⑦ 夜勤職員配置
 - ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤職員の数に1名加えた職員を配置します。
- ⑧ サービス提供体制強化
 - ・介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合がみづま敬和苑は50%と第三みづま敬和苑は80%以上配置します。

その他

- ・嗜好品等は各ユニットで預かりとなっております。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

別紙の利用料金表より、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担）をお支払下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払い頂きます。要支援または要介護の認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料の係る費用は別途いただきます。

（下記(2)の①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要〉

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

②理髪・美容〔理髪サービス〕

毎月第2水曜日、美容師の出張による理髪サービス（理髪、顔剃り、パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：理髪 1回あたり 1,100円 顔剃り 800円

また、利用日が、理髪サービスの日ではない場合、パーマ等の希望の場合は、ご要望を美容師の方に相談します。

③複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 居住費

重要事項説明書の9～11ページの料金表を参照。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア.各銀行振り替え

福岡県信用組合(15日)、ゆうちょ(17日)、Qネット(20日)

イ.当施設の指定金融機関への振込み

ウ.窓口での現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、原則としてサービス実施日前日までにサービス事業者に申し出下さい。ご契約者の体調急変等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払い頂きます。

5. 苦情の受付について（契約書第13条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

みづま敬和苑 [事務] 渡辺 真奈恵 TEL 0942-51-6666

第三みづま敬和苑 [事務] 横山 美香 TEL 0942-51-6663

(相談受付窓口の担当は、あらゆる苦情の受付窓口としての主旨より、事業に直接関わりが少ない事務部門から担当を選任しています。)

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

○苦情解決責任者 [施設長] 倉員 浩亮

○苦情処理第三者委員会

中村 重喜 柳川市大和町鷹の尾263 TEL0944-76-1440

小柳 揚治 みやま市高田町徳島188-3 TEL0944-22-5251

また、苦情等受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久留米市介護保険課 (受付時間8:30~17:15)	福岡県久留米市城南町15番地3 電話0942-30-9247
三潁総合支所	福岡県久留米市三潁町玉満2779番地1 電話0942-64-2311
筑後市役所介護保険課	福岡県筑後市大字山ノ井898番地 電話0942-53-4115
八女市役所介護長寿課	福岡県八女市本町647番地 電話0943-23-1353
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431 電話0944-75-6301
国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話092-642-7859
福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正委員会	福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話092-915-3511

6. 守秘義務

- (1) 事業所及びサービス従業者又は従業員は、短期入所生活介護サービス及び予防介護短期入所生活介護サービスを提供する上で知りえた契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、次項の場合において契約者に関する情報を提供できるものとします。

個人情報の利用目的

『みづま敬和苑ショートステイ』と『第三みづま敬和苑ショートステイ』では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族などへの心身の状況説明
- 介護保険事務
 - ・保健事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出など

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療、介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

7. 事故発生時の対応について

みづま敬和苑と第三みづま敬和苑では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に対して連絡を行います。

事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発生を防ぎます。

8. 福祉サービス第三者評価について

当施設では第三者評価は受けておりません。

9. サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ・職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例：殴る蹴る/物を投げつける/唾を吐く等

- ・職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)

例：大声を発する/怒鳴る/職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する等

- ・職員に対するセクシャルハラスメント(性的ないやがらせ行為)

例：必要もなく体を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする等

(2) サービス契約の解除

- ・当施設では、上記に掲げるいずれかの禁止行為により、職員の心身に危害が生じる、又は生じる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった際は、サービス契約を解除することができる。

- ・利用者や家族などが当苑や当苑の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります

みづま敬和苑・第三みづま敬和苑ショートステイ利用料金表

≪1割負担≫

(1日あたり)

長期利用減算

要介護区分	利 用 料	入所負担額	31～60 日	61 日以降
要支援 1	5,290 円	529 円	503 円 (-26)	
要支援 2	6,560 円	656 円	623 円 (-33)	
要介護 1	7,040 円	704 円	674 円 (-30)	670 円 (-34)
要介護 2	7,720 円	772 円	742 円 (-30)	740 円 (-32)
要介護 3	8,470 円	847 円	817 円 (-30)	815 円 (-32)
要介護 4	9,180 円	918 円	888 円 (-30)	886 円 (-32)
要介護 5	9,870 円	987 円	957 円 (-30)	955 円 (-32)

みづま敬和苑			第三みづま敬和苑		
	利 用 料	入所負担額		利 用 料	入所負担額
機能訓練体制加算	120 円	12 円	機能訓練体制加算	120 円	12 円
夜間職員体制加算Ⅳ	200 円	20 円	夜勤職員配置加算Ⅱ	180 円	18 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60 円	6 円	サービス提供体制強化加算Ⅰ	220 円	22 円
看護体制加算Ⅰ	40 円	4 円			

※みづま敬和苑は介護職員等処遇改善加Ⅱとして総単位数に13.6%、第三みづま敬和苑は介護職員等処遇改善加Ⅰとして総単位数に14.0%を乗じて算定させていただきます。

※介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。

※上記の給付単価、加算等の介護報酬の改定の他に、人員の配置等により加算の追加や加算単位数に変更があった場合、事業所は当該サービスの料金を変更することができるものとします。

※基本料金に0.1%上乗せして算定致します。

食費負担額 1,445円/日 (朝食390円 昼食555円 夕食500円)

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1445円	1300円	1000円	600円	300円

居住費負担額 2,066円/日

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階

送迎体制加算 (片道)	利 用 料		入所者負担額		
	1,840円		184円		
金額	2066円	1370円	1370円	880円	880円

- ※
- ①実施区域を越え片道おおむね 5km未満 70円
 - ②実施区域を越え片道おおむね 5km以上10km未満 140円
 - ③実施区域を越え片道おおむね 10km以上15km未満 220円
 - ④実施区域を越え片道おおむね 15km以上 330円

(※ この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

みづま敬和苑・第三みづま敬和苑ショートステイ利用料金表

《2割負担》

(1日あたり)

長期利用減算

要介護区分	利 用 料	入所負担額	31～60日	61日以降
要支援1	10,580 円	1,058 円	503 円 (-26)	
要支援2	13,120 円	1,312 円	623 円 (-33)	
要介護1	14,080 円	1,408 円	674 円 (-30)	670 円 (-34)
要介護2	15,440 円	1,544 円	742 円 (-30)	740 円 (-32)
要介護3	16,940 円	1,694 円	817 円 (-30)	815 円 (-32)
要介護4	18,360 円	1,836 円	888 円 (-30)	886 円 (-32)
要介護5	19,740 円	1,974 円	957 円 (-30)	955 円 (-32)

みづま敬和苑			第三みづま敬和苑		
	利 用 料	入所負担額		利 用 料	入所負担額
機能訓練体制加算	240 円	24 円	機能訓練体制加算	240 円	24 円
夜間職員体制加算Ⅳ	400 円	40 円	夜勤職員配置加算Ⅱ	360 円	36 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	120 円	12 円	サービス提供体制強化加算Ⅰ	440 円	44 円
看護体制加算Ⅰ	80 円	8 円			

※みづま敬和苑は介護職員等処遇改善加Ⅱとして総単位数に13.6%、第三みづま敬和苑は介護職員等処遇改善加Ⅰとして総単位数に14.0%を乗じて算定させていただきます。

※介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。

※上記の給付単価、加算等の介護報酬の改定の外に、人員の配置等により加算の追加や加算単位数に変更があった場合、事業所は当該サービスの料金を変更することができるものとします。

※基本料金に0.1%上乗せして算定致します。

食費負担額 1,445円/日 (朝食390円 昼食555円 夕食500円)

居住費負担額 2,066円/日

送迎体制加算 (片道)	利 用 料	入所者負担額
	1,840円	184円

- ※
- | | | |
|----------------|--------------|------|
| ①実施区域を越え片道おおむね | 5km未満 | 70円 |
| ②実施区域を越え片道おおむね | 5km以上10km未満 | 140円 |
| ③実施区域を越え片道おおむね | 10km以上15km未満 | 220円 |
| ④実施区域を越え片道おおむね | 15km以上 | 330円 |

(※ この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

みづま敬和苑・第三みづま敬和苑ショートステイ利用料金表

≪3割負担≫

(1日あたり)

長期利用減算

要介護区分	利用料	入所負担額		
		31～60日		61日以降
要支援1	15,870円	1,587円	503円 (-26)	
要支援2	19,680円	1,968円	623円 (-33)	
要介護1	21,120円	2,112円	674円 (-30)	670円 (-34)
要介護2	23,160円	2,316円	742円 (-30)	740円 (-32)
要介護3	25,410円	2,541円	817円 (-30)	815円 (-32)
要介護4	27,540円	2,754円	888円 (-30)	886円 (-32)
要介護5	29,610円	2,961円	957円 (-30)	955円 (-32)

みづま敬和苑			第三みづま敬和苑		
	利用料	入所負担額		利用料	入所負担額
機能訓練体制加算	360円	36円	機能訓練体制加算	360円	36円
夜間職員体制加算Ⅳ	800円	80円	夜勤職員配置加算Ⅱ	540円	54円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	180円	18円	サービス提供体制強化加算Ⅰ	660円	66円
看護体制加算Ⅰ	120円	12円			

※みづま敬和苑は介護職員等処遇改善加Ⅱとして総単位数に13.6%、第三みづま敬和苑は介護職員等処遇改善加Ⅰとして総単位数に14.0%を乗じて算定させていただきます。

※介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。

※上記の給付単価、加算等の介護報酬の改定の外に、人員の配置等により加算の追加や加算単位数に変更があった場合、事業所は当該サービスの料金を変更することができるものとします。

※基本料金に0.1%上乗せして算定致します。

食費負担額 1,445円/日 (朝食390円 昼食555円 夕食500円)

居住費負担額 2,066円/日

送迎体制加算 (片道)	利用料	入所者負担額
		1,840円

- ※ ①実施区域を越え片道おおむね 5km未満 70円
 ②実施区域を越え片道おおむね 5km以上10km未満 140円
 ③実施区域を越え片道おおむね 10km以上15km未満 220円
 ④実施区域を越え片道おおむね 15km以上 330円

(※ この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づき重要な事項の説明し、本書面に契約を締結します。

<事業者>名称 社会福祉法人 やまと医正会 みづま敬和苑 ショートステイ
住所 福岡県久留米市三潴町西牟田 6 1 28-1

名称 社会福祉法人 やまと医正会第三みづま敬和苑 ショートステイ
住所 福岡県久留米市三潴町西牟田 6 1 4 5 - 2

説明者氏名 _____ 印

(職種： 生活相談員)

私は、重要事項説明書について、事業者から短期入所生活介護および介護予防入所生活介護について説明を受け、本書面に契約を締結します。

また、説明を受けたサービス利用開始にあたり、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議及びケア会議等、介護支援専門員や事業者及び医師等との連絡調整において、個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

<契約者>

住所 _____

氏名 _____ 印

<利用者家族・代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄： _____)